

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十四第

行發日一月二年二十和昭

論叢

新宮涼庭の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

相續税の高さ……………法學博士 神戸正雄

固定資本の性質……………文學博士 高田保馬

時論

税制整理案を論ず……………經濟學博士 沙見三郎

研究

ルーテル經濟觀の基礎……………經濟學士 澤崎堅造

投資を越ゆる貯蓄の過剩……………經濟學士 飯田藤次

獨逸兼營主義銀行における交互計算業務……………經濟學士 田杉競

獨逸財政學と租稅轉嫁論……………經濟學士 島恭彦

說苑

英吉利の對蘇輸出信用保證について……………經濟學博士 小島昌太郎

ナチスに於ける共同體の概念……………經濟學士 中川與之助

晝間移動人口論……………經濟學士 青盛和雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

相續税の高き

神戸 正雄

緒言

此度、政府の大増税計畫に伴ふて税制改革案が公表せられた。其輪廓は大體に於てはまづ妥當なものとするべきであるけれども、其各部面に互りて仔細に之を検討するときには、可なり非議すべきものが存する。特に全體上、その増税程度が過高であり、急激なる負擔の増加となることが、經濟界の進展を阻止するの害は其の最も非難さるべきものに屬する。そして其事が恰も相續税の引上にも當るのである。今日世論を見ると、資本家、實業家の側からは、賣上税や財産税の新設への反對、所得税に於ける綜合課税徹底化への反對に主力を注ぎて、此相續税其他に於ける増徴度の過高についての反對抗議をして居らぬのが不思議である。固より相續税が此際、増税さるべきの運命にあること、其が他税よりも割合加重となつても仕方のない性質のものなることは認めなければならぬが、併し物には程度があつて、政府案の程度は、あまりにも甚しきに過ぎはせぬかと考へらる。私は近頃此點についての不滿を切に感じたので、茲に其を披瀝して世人の参考に供しやうと思ふ。

第一段 相續税の最高限を定めるの標準

(一) 相續税の最高限を決する爲めの前提——政府の税制改革案によると、從來の家督相續税の最高一六〇・%であつたのが四五〇・%に改められ、遺産相續税の最高二一〇・%であつたのが六〇〇・%に改められやうといふのである。つまり全體の最高は約三倍に引上げられやうといふのである。此六〇〇・%といふ最高限は果して適度のものか、將た過度のものか、之を批判するには、先づ以て相續税の課徴の目的を檢討しなければならぬ。其の定め方の如何によりては、此が過高ともすべく、又過高たらずともすべきである。其處で、次に、此税の目的を尋ねなければならぬ。

(二) 相續税の目的——相續税の目的は大體之を分つて二とする、一は財政收入目的であり、他は公益目的である。

(A) 財政收入目的——は相續税の固有なる一次的の目的である。其が起されたとき、最初に之に課せられた目的は此れであつた。段々と次ぎのものが加はつたけれども、其場合にも尙ほ此目的は持續されて居る。此收入目的は、やがて得られた収入にて一般國費に使はれ、其處にて矢張り公益を計ることになるから、此も結局は公益目的を期するのだともいへる。けれども、其からしては先づ一應は收入を擧げること目標を置き、其からして公益を計るのは全く其收入を使つてからの事であり、税と公益とが間接の關係となる。

(B) 公益目的——といふと、此相續税にて、之を課することにより直接に公益を計るものであり、其は詳しくいふと、社會政策、及之に附帶して教化政策を期するのである。つまり此税によりて貧富の懸隔を緩和し、富の集

1) 拙赤字時代の財政諸問題、186以下、Engländer-Schranil, Fw. S. 229, 231. Green, The theory and practice of modern taxation. p. 174-176. Mills and Starr, Readings in public finance and taxation. p. 610-611. Robinson, Public finance. p. 62. Shultz, Taxation of inheritance, p. 193.

中を抑制し、且つ若干、不勞利得の反正義性を指示しやうといふのである。其結果としては何としても或度までは反經濟的となり、經濟政策目的には適はぬことにもなるのである。又、家族制度が社會上、道義上必要なものとして、其にも或度まで有害となるを免れないのである。そして此税により行はうといふ其の社會政策及教化政策の必要の有無度は、其時其處の事情によりて異り、決して一樣ではなく、而かも其適當なる度を決することは頗る六つかしいものである。此が社會及教化政策のみから見ては必要だとしても、他面、經濟政策等から見て考慮すべきものの存するとき、其度をば餘程慎重に定めるやうにしないと、國家全體の上から甚だ好ましくない結果となるのである。だから此公益目的の存在の否定は出來ないけれども、之が適用には最大の注意を要するものとするのである。

(三) 相續税の目的と其高さ——前記、此税の目的が、其高さを定めるについて異りたる結果を生ずる。

(A) 收入目的から——いふときには、何としても給付能力に應じて公平ならんことを期し、而も財源を涸渴せしめず、財産元本を侵蝕することなく、所得から拂ひ得るやうにし、財政收入及國民經濟の永續性、發展性を保持しやうとするものである。公平、經濟、財政、三つのものを全うしやうといふことになる。税により財産元本を侵さず、能く所得にて之を拂ふことが出來れば、即ち其税率が理性的限界といふべきものを超へない限りは、資本造成が妨げられることのなきを得ることとなりて、國民經濟は其下に固より發展し、財政收入も豊富に且つ永續し得るのである。そしてかゝる限度は之を大體に於て決することは左まで六つかしくないのである。

(B) 公益目的から——いふと、富の集中を抑制する社會政策が中心となるが、其は社會政策上の必要には應ずる

ことが出来、多少教化政策にも合するけれども、其結果としては、最高限は可なり高くなつて財産元本を侵し、人々の勤勉節儉を鈍らし、資本逃避を進め、國民經濟の發達を妨げることとなつて、經濟政策には重大なる不利を來たすのみならず、其一部は教化政策の上からも不得策である。又、家族制度が社會上重要だとして、其家族に屬する財産を破壊することによりて、家族に伴ふ道義を傷け、健全なる社會の基礎を危うからしめることにもなり、収入上から見ても、一時は高税により収入の豊富が得られても、爲めに大資本者を失ふ所の國となりたる曉には、本稅收入は極めて少きものとならなければならず、つまり收入豊富の永續性なきの不得策を見る。勿論假令、大資産者に於てとはいへ、財産元本を侵すほどの税となりては、其は嚴格にいふて公平の原則にも適はぬとしなければならぬ。だから此方針よりしての相續税の高率課税は最も用心深くなければならぬ。處で近時、我國にも段々と社會政策目的が高調せられて、此税によりて大なる財産を制限するの作用を爲さしめやうとの考の盛となりつつあるのは、其は下のやうな私有財産及特に其大なるもの存在の弊害が著しくなりたるに對しての反感からであり、其に首肯すべきものが存する所ではあるが、併し反面に、其に伴ふ利益もあり、其弊害のみから之を判斷してはならぬといふ事があるから、益々以て其適用に躊躇しなければならぬ。今此が弊害を左に摘録する。

(い) 大私有財産の弊害

(1) 其生成に於ける弊害

(a) 競争上、大資本家は中以下の同業者を壓迫して益々後者の地位を困難ならしめる。

3) Robinson, l. c. p. 63.

4) 拙、租稅研究十卷、185. King, Public finance, p. 405.

5) List-Gesellschaft, Kapitalbildung und Steuersystem, I. S. 9.

6) 拙、租稅研究十卷 183—184. Skultz, l-c-p. 208-209.

7) Engländer-Schranil, a. a. O. S. 229.

(b)大資本を擁する營業者は、其資本力を利用して、自己の利益を保持し又は擴張する爲めに、或は消費者を壓迫し、或は彼自らへ材料を供給する所の生産者、商人を壓迫し、或は勞働者を、或は他の資本家を壓迫することにもなる。此場合に於ける彼の態度は時に極めて残酷なるものがある。

(c)單なる資本家としても、資本の需要者に對して出来るだけの暴利を貪らうとする。

(2)其の使用に於ける弊害

(a)かくして集積されたる資力は、やがて資本家の豪奢なる生活の資料となりて、大衆の反感を刺戟する

(b)彼は又、其大資本の故に、法律上の特權を獲得し、名譽を收め、政治を左右し、勢力を振ふて、我儘をも行ふ。

(c)其資産を遺されたる相続者に於て、自ら怠慢、放縱、墮落に流れることが少くない。

(ろ)大私有財産の辯護

(1)その弊害は實は左迄過重視するに足らぬものである。即ち

(a)大資産者が其資産の生成及使用について其力の悪用を爲すことはあるとも、其も度を過すときには、自ら社會的の制裁を受くることになりて、彼等の利益とはならない。だから彼等も通例は能く之を知りて、其度を超へぬやうにする。隨つて其弊害はそんなに甚しいものではあり得ない。

(b)大資本家の占める利益は、形式上には大くとも、其から彼自らが眞に享受するのは、實は其小部分であり、大部分はむしろ其使用人への分配に宛てられ、納税に當てられ、再投資に供せられる。彼等の特權といひ

勢力といふも大したものではないとも見られる。

(c)精神的にいふときに、彼等は無産者の考ふるほど幸福なものでもなく、羨しきものでもない。其資産の保持、増殖には少からざる心配を伴ふ。社會的變革、思想上の變遷によりては可なりに脅威を受ける。

(2)彼等が積極的に國家全體に對して或貢獻を爲しつゝあるといふこともある。

(a)經濟上

(イ)大資産者があればこそ、經濟界の發展に必要な法人の株式、社債の應募も容易に行はれ、大なる企業が存在し發展する。小資本家のみなれば經濟の發展は覺束ない。

(ロ)大資本家の財産が保護され、子孫にも承繼せしめらるればこそ、彼等が益々其資産を大きくしようと、奮勵努力し、蓄積もし、財産を一層有功に働かさうとも努める。夫の保障なしとすれば、彼等の努力は鈍らざるを得ない。

(ハ)現には小な資産者も、無産者も夫の目標あればこそ、より大にならうとして努力し、隨つて資本の増殖に、經濟の發展に貢獻することにもなる。

(b)財政上——には、大資産の蓄積あればこそ、國家や地方財政が必要とするとき、よく直接又は間接に(銀行、信託等を経て)、公債の應募者を得て、容易に其公益事業を遂行し得る。

(c)社會政策上——右二つのものの結果として、無産勞働者は其處に仕事を見出し得る。若も此等のものがなかつたとするならば、彼等の或ものは其地位をば失はなければならぬ。それから慈善救濟事業の進捗も富

者に待つものが多い。若も中産以下の者ばかりだとすれば、自らの生活に追はれて、他人を顧みるの暇はない。富裕者にして初めて良く他人の救済に盡する餘力が大であり得る。

(d)文化政策上——發明改良其他學問の進捗には、國家公共團體ばかりでなく、大資本家の助力に待つことが少くない。中以下の人々のみでは、到底之に於て大した助力は出來得ない。藝術の發展も亦た富者に待つことが多い。國家の助勢とて限りがあり、茲に富裕者が高價を辭せずして之を買ふて呉ればこそ、暇にあかし、材料を吝まらず使つて、思ひ切つた作品を仕上げることが出来る。中産者のみを相手として居ては、多作濫作に陥る外ないであらう。

だから、財産元本を侵す度のものを取る所の社會政策的見地は、假令其れに若干の長所はありとしても、全體上にはむしろ不得策として、即ち、むしろ收入目的に重きを置き、元本不可侵を目標とするが得策である。即ち私有財産を尊重し、財産の利用をば私人の自力によりて出来るだけ有功に行はしむるのが選むべきことになる。

第二段 收入目的税としての相續税の最高限

(一)收入目的税としての相續税につき考慮すべき事項——前段にいふ如く、社會政策目的税はむしろ未だ採るを得策とするとして、收入目的税とし、財産元本不可侵税とする目標下に、考慮すべき事項は何かといふと、

(A)競争すべき外國に於ける實際の率を参照すること——が其第一である。即ち他の重なる競争國に比し過高とならざることを期すべきである。其相續税の高いといひ低いといふも、絶對的のものでなく、相對的の事柄であ

る。外國が殆んど皆な高いといふならば、其と同じ位ならば、高いものでも堪へられる。併し又、外國が凡べて低ければ、其に準じて此方も低くしなければ太刀打は出来ない。そして何故に、かやうに外國のを参照するかといへば、

(い)主としては經濟上——の考慮からである。國際競争場裡に活躍する國としては、他國よりも重い税を有つやうでは、競争上、劣敗國とならなければならぬ。此競争に於て我れに有利ならしめるには、我國の率を國際平均率よりもむしろ低い位の程度に置くのが得策といふのである。

(ろ)社會政策上——からいふても、前記の經濟上の發展餘地のあることが、労働者に其仕事の繼續を保障することにもなる。

(は)財政收入上——からも、其國の經濟上の競争力を維持することが、其收入を永續させるのに必要である。

(に)軍事上——の力を維持するのにも、齊しく此收入の永續、經濟の發展に待たなければならぬ。

(ほ)文化政策上——も、其國の文化を維持し進捗するには、同じく經濟、及財政の永續性を要する。特に家族制度を尊重する國としては、一層にも相続税をあまりに高くしない事が望ましい。

(B)退いて又、所得にて荷ひ得る度のものといふことに着眼すること——即ち相続財産の被相続人が注意深ければ其の被相続人が、其被相続人が不用意であれば其の相続人が、又は此兩人が一部づつを分擔して、其財産の普通の利用によりて收むべき所得からして、他の税と共に此税をも拂ふて、而かも其地位相當の生活を遂げ、其上にも若干の投資餘地の存するほどなることが望ましく、少くとも右の所得から他税と共に此税を拂ふても、元本

を侵すに及ばぬ程度のものとするのが必要であるといふことになる。

(二) 其計算

(A) 先づ右第一見地から外國の相續稅率の最高限を見るのに、其は左の如し。

(い) 六〇・%以上のを有つは露、米、オンタリオ、ブルガリア、英、獨、南濠、ニュージージーランド、ノルウエーである。詳しくいふと、

(1) 露にては最低一・%より、最高は、相續財産中の最初の五十萬留よりしての二十五萬七千一百留に、其超過額の九〇・%を加へたものとする。

(2) 米にては、各邦及地方に經常の財産稅あるの外に、各邦にも多様なる相續稅ありて、其最高率は四〇・%に及ぶものさへある。そして其外に、合衆國に於ける相續稅の本稅は最低一・%より最高二〇・%とし、別に附加相續稅が二・%を最低とし、七〇・%を最高とす。尤も合衆國の本稅の八〇・%を超へざるだけにて各邦稅法による稅額を、合衆國稅から控除するを得るし、附加稅にては本稅を控除したものを課する。それで結局、此計算は極めて面倒なものであるが、アルトマンによると、先づ「附加稅率を適用して得たる稅額から、本稅率を適用して得たる稅額を引き去りたる殘額」に、「本稅額から其八割を超へざるだけの各邦稅額を引き去りたる殘額」を加へたるものが合衆國の總相續稅額といふことになる⁹⁾。

(3) オンタリオにては、加奈陀の相續稅が〇—二七・%である上にも、オンタリオ自らの稅として一—三五・%の稅があり、最高六二・%にもなる。

8) The tax research foundation, Tax systems of the world. 6 ed.
9) Altman; Introduction to federal taxation, p. 157.

(4)ブルガリアにては一・乃至六二・%の相続税がある。

(5)英にては遺産税は最低一・%とし、最高五〇・%となる。別に取得税一・%乃至一〇・%あり。

(6)獨にては、最低二・%より最高六〇・%に至る。別に五%の經常財産税あり。

(7)ニュージールランドにては、遺産税として一・乃至二〇・%をとり、税を引きたる殘額十萬磅以上のものには一〇・%を附加する。別に取得税一・乃至二〇・%ありて、其の特に遠親者に拂はるべき千磅以上の金額には一〇・%を附加する。

(8)南濠洲にては濠洲聯邦の相続税一・%乃至一五・%のある上にも、南濠自らのとして一・%乃至二〇・%の本税の外に、二五・%の附加税がかかる。

(9)諾威には一・乃至六〇・%の相続税がある。

(ろ)五〇・%以上六〇・%未滿のもの

(1)ノバスコチアにては加奈陀國の税〇―二七・%の外に、此州自らの其として、二・五―三〇・%の税がありて、最高五七・%となる。

(2)ブランスイクにては加奈陀國税〇・乃至二七・%の外に、此州のもの二・七五乃至二〇・%の税があり、外に一〇・%の追加がある。

(3)チエツコスロヴキアにては、二・乃至五五・%の相続税がある。

(4)伊太利には一・乃至五〇・%の相続税がある。

- (5) アイスランドには一・二五%乃至五〇%の相続税が存する。
- (6) 暹羅には遺産税として一・乃至二五%のものがあり、別に取得税として一・乃至二五%のものがある。
- (7) 白耳義のは〇・七五%乃至五〇%のものである。
- (は) 三〇%以上五〇%未満のもの
- (1) ルマニア——三・乃至四九%
- (2) ルクゼンブルグ——二・乃至四八%
- (3) クインスランド——一・乃至三〇%ありて外に濠洲税一・乃至一五%あり、合計して二・乃至四五%。
- (4) 佛國——二・四〇% (贈與には三・乃至四八%)
- (5) ニュウサウスウエールズ——一・乃至二五%の外に、濠洲税一・乃至一五%あり。
- (6) バーゼル(瑞西)——二・乃至三九・六% (尤も相続人が前に十萬法以上を有つときには附加税あり)
- (7) エクワドル——一・乃至三九%
- (8) ジュネヴ——一・五乃至三八・四%
- (9) 和蘭——二・五乃至三七%
- (10) 西班牙——一・二乃至三六・九%
- (11) ペルー——〇・五乃至三六%
- (12) 瑞典——一千クロネに對する十クロネ乃至三五%

- (13) クバ——一・乃至三五・%
 - (14) 丁抹——一・乃至三二・% (臨時税として別に本税の五〇%あり)
 - (15) 埃士利——一・乃至三〇・%
 - (16) アルゼンチン——〇・五乃至三〇・%
 - (17) タスマニア——三・乃至一五・%と外に濠洲税一・乃至一五・%あり。
 - (18) ベルン——一・乃至三〇・%
 - (19) エストニア——二・乃至三〇・%
 - (20) 匈牙利——一・乃至三〇・% (別に補充として本税の二〇・%を取る)
- (に)
一〇・%以上三〇・%未滿のもの
- (1) ビクトリア——一・二二%乃至一二・二%と、外に濠洲税一・乃至一五・%あり。
 - (2) 智利——一・乃至二七・%
 - (3) 南阿——遺産税〇・五乃至一七・%、取得税二・乃至一〇・%
 - (4) ノースオストレリア——一・乃至一〇・%と外に濠洲税一・乃至一五・%あり、
 - (5) ウェスターンオストレリア——一・乃至一〇・%と外に濠洲税一・乃至一五・%あり、
 - (6) ラトビア——二・五乃至二四・%
 - (7) チュエーリツヒ——〇・乃至二二・五%

(8) ベネズエラ——三・乃至二〇・%

(6) コロンビア——一・乃至一二・%

(10) パナマ——二・乃至一〇・%

(11) 愛蘭——一・乃至二〇・%

(12) フィンランド——一・乃至一〇・% (尤も此外に、非直系及非親族なる相続人への其上の増額あり)

(13) ダンチヒ——一・乃至一〇・%

(ほ) 一〇・%未滿のもの

(1) ガテマラ——一・乃至八・%

(2) ハイチ——一・乃至八・%

(3) ポリビア——一・乃至五・五% (尤も非直系者に〇・二五乃至一・%附加)

だから我邦の新計畫に於けるやうな六〇・%の例はあるにはあるけれども、其は高い方に屬し、決して普通の程度のものとはいへない。むしろ高きに過ぐるものと一應はいはなくてはならぬ。

(B) 第二見地からしては精密に之をいふことは六つかしい。

(い) 先づ税といふても、此相続税の負擔は永い年月の間にて分擔するやうになるものと見て良い。處で其の長い年月の間には税法に自ら修正が行はれるし、人の財産状態にも變化が起り、税法適用の基礎が變り税法其ものも變るから、そして同じやうな事が其他の税にも生ずるので、本税及其他の税を拂ふて尙且つ元本を侵さざるを

得る度を定めることは、此點からして六つかしい。

(ろ)それから財産の産み出す利益率が經濟界の變化に従つて變つて來る。近頃、我國にては低金利となつたが此の如きは數年前には豫想しなかつた事である。此がもつと進むかも知れぬし、併し又逆轉して高利になるかも知れない。随つて或時點の利益率を土臺として其から税が元本侵蝕とならぬ程度といふものを定めても、此が他日此利益率の變化の爲めに當て箴らぬことになるかも知れない。

(は)それから利益率といふても、精密にいへば利殖者利益のみならず、營業者利益も見なければならぬし、何れにしても其は多様なもので、平均を求むることも六つかしい。併し結局、試算をすれば、利殖者利率の普通のものゝ土臺とする外はなからう。

(に)處で又財産が凡べて利益を生ずると限らぬ。其中に無収益のものもある。特に我邦の如く家族制度國、美術國にては外國よりも割合に多く無収益財産があるのかも知れぬ。何れにしても全き財産への利益率は此點からしては、収益財産のみについて見た其よりは低いものとならなければならぬ。併し又、其低くなる程度が何の位かを定めることは精密には甚だ六つかしい事である。又其無収益財産の割合も一定不動でなくして、永年の間には變化するであらうし、精密にいふと其決定は頗る六つかしくなる。

(ほ)それから人の生活費、地位相當の生活費をも考慮に入れて、夫の財産収益から税を拂ひ此生活費を支辨して尙ほ且つ元本に喰込まぬ度を見なければならぬが、其生活費の計算が亦六つかしい。尤も此生活費は可なり伸縮性のあるもので、相當に切り詰めることの出來るものだから、便宜上は之を計算の外に置くことが出來る。

此等の注意を拂ひつつ試みに計算して見るのに、先づ相續財産の五分一を無收益財産と假定する。もつと多くも計算し得るが、合理的理性的の財産利殖としては此位で十分と思ふ。それから彼相續人が注意深きときには、保険料にて相續税に當たるものを蓄積し得る¹⁰⁾。併し最悪の場合として、被相續人が之を怠つたとし、相續人だけが努力して相續財産の利用によりて假りに十年の猶豫期間（夫の納税猶豫期間が七年から十年まで延ばされたとする）に税を産み出すものとし、そして又、相續税以外の税は段々と重くもなるが、上級者にては、少くとも所得の半分度のものを取られると假定する。此れ以上にもなる可能性もあるが、暫らく茲に半分と見る。それから全き財産中の収益財産の利益率の見方は色々に考へらるるが、茲に其の四分の場合と、五分の場合とを假定して計算して見る。

(い) 収益財産の収益率五分の場合——Xは財産價格

1) 毎一年の所得にして相續税を負ひ得る餘力 $= \frac{4}{5}X \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{2}$

2) 十年間に於ける相續税を負ひ得る餘力 $= \frac{20}{1000}X \times 10 = \frac{20}{100}X$

だから相續人のみが努力するとすれば、僅かに二〇・%の相續税を負ひ得るのみであり、假りに被相續人が半分だけ準備したとすれば、四〇・%までの相續税を荷ひ得るのである。

(ろ) 次ぎに収益財産の収益率を四分とするとき、相續人のみにて相續税を負ふとすれば

1) 毎一年の所得にして相續税を負ひ得る餘力 $= \frac{4}{5} \times \frac{4}{100} \times \frac{1}{2}X$

2) 十年間に於ける餘力 $= \frac{16}{1000}X \times 10 = \frac{16}{100}X$

10) Green, l-c-p. 172. List-Gesellschaft, a. a. O. S. 5.

だから相續人のみが負ふとすれば僅かに一六・%の相續税を負ひ得るのみであり、半分を被相續人が準備したとしても、三二・%の相續税を負ひ得るのみである。

収益率を四分と見てすら此の如し。而かも今日我邦の収益率は信託ですら三分六厘に過ぎぬ。それからいふと右の計算よりも尙一層不利とならなければならぬ。然るに政府の新計畫の最高六〇・%であるとすれば、其は何としても元本可侵のものとならなければならぬのである。

結 論

以上要之、相續税の最高限を如何に高く定めるか。其は此税の主たる目的又は目標をば收入目的に置くか。社會及教化政策に置くかによりて異なるのである。此二のもの共に相當の根據があり、そして段々と時勢が社會及教化政策に偏傾しやうとして居ることは見逃してはならぬが、併し此社會及教化政策にあまりに重きを置き過ぎて財産元本の侵蝕となる事は、一時的の處置としては已むを得ぬことありとしても、恒久的施設としては社會政策に反することにもなり、まして國民經濟上の目的に合はず、財政上の目的をも達せず、文化及福祉の目的にも合はず、國家全體上不得策といふことになる。丁度、今度の新計畫の相續税率は其れで、之を外國側に見るも普通のよりは高きに偏り、之を利益率から計算しても、此れでは財産元本可侵とするの外ない。それで幾らか之を緩和するやうに改めてはどうか。と考へる。